

第2期三朝町子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて (令和2年度～令和6年度)

1. 概要

三朝町では、子ども・子育て支援施策の指標とするため、令和2年度から令和6年度までを計画年とする「第2期三朝町子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。

この計画では、「子どもの笑顔は“三朝町”の宝～輝く笑顔 未来に咲かそうみささっ子～」を基本理念に、幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実を図り、本計画に沿って各種の子育て支援施策（事業）を展開しています。

2. 計画の基本理念

基本理念

**「子どもの笑顔は“三朝町”の宝」
～輝く笑顔 未来に咲かそうみささっ子～**

子どもの笑顔でいっぱいのまちは、家庭や学校、地域や大人達、みんなが元気で活気があるまちであるという証しです。子どもの笑顔は三朝町の宝であり、未来を担っていく子ども達が元気いっぱい、笑顔で暮らせるまちこそ三朝町が目指すまちの姿です。

子育て世代が安心して妊娠、出産、育児ができ、子ども達が元気に伸び伸びと暮らすことができるよう、町や地域が一丸となって子育て環境を整え、「子育てするなら三朝町で」と言われるまちづくりを進め、町民みなさんの笑顔があふれ、元気いっぱいの三朝町を目指します。

3. 計画見直しの背景

近年、三朝町では出生数の急激な減少傾向が見られ、保育の需要等に大きな変化が起こっています。

こうした状況を踏まえ、三朝町では第2期計画の中間年度である令和4年度に、計画に記載された「学校教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の需要の見込みと、必要なサービス提供体制の確保方策の見直しを行います。

《見直しの基準》※次の場合には、見直しを行うことが望ましい。

令和3年4月1日時点の子ども・子育て支援制度の支給認定区分ごとの実績値が、計画における需要の見込みより10%以上のかい離がある場合

4. 事業量の見込みと確保方策

令和2～4年度の実績を踏まえ、令和5、6年度の事業量の見込みと確保する供給量を見直します。子どもや保護者が必要とする支援を受けることが出来るよう、「学校教育・保育」における供給量の確保と地域子ども・子育て支援事業の事業展開を推進します。

学校教育・保育に関する「需要の見込み」及び「確保方策」の計画数値について、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき、計画策定時から令和3年度までの利用実績を踏まえて、今後の計画数値の見直しを行いました。各教育・保育事業については、需要に沿った適正な利用定員の見直し等を行うなど確保対策に努め、ニーズに沿ったサービスの提供を行います。

保育施設 利用者数 (3-5歳)	保育施設 利用者数 (0-2歳)	幼稚園 利用者数・率	在宅子育て (0-5歳)
139人	79人		
保育施設利用者数・率 (0-5歳)			
218人 87.2%		2人 0.8%	30人 12.0%

保育施設 利用者数 (3-5歳)	保育施設 利用者数 (0-2歳)	幼稚園 利用者数・率	在宅子育て (0-5歳)
112人	48人		
保育施設利用者数・率 (0-5歳)			
160人 87.9%		1人 0.5%	21人 11.5%

認定区分	見直し 前 後	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
１号認定（３－５歳児 学校教育のみ） （単位：人）						
①需要の見込み	前	2	1	3	3	3
②確保の内容		5	5	5	5	5
差引（②－①）		3	4	2	2	2
①需要の見込み	後				3	3
②確保の内容					5	5
差引（②－①）					2	2
１号認定については、利用者が少ないこともあり修正を行いません。なお、保育を必要としない就学前の子ども の受け入れは必要であり、教育部分の役割を果たしていきます。						
２号認定（３－５歳児 保育の必要あり） （単位：人）						
①需要の見込み	前	124	112	104	93	86
②確保の内容		140	127	120	110	105
差引（②－①）		16	15	17	17	19
①需要の見込み	後				90	73
②確保の内容					100	80
差引（②－①）					10	7
保護者の就労形態の多様化等により、保育の需要は高いですが、出生数の減少とともに確保の内容が過剰となる ため、実態に合わせた計画数値の見直しを行いました。						

3号認定（0-2歳児 保育の必要あり） （単位：人）

地域子ども・子育て支援事業における「需要の見込み」の設定については、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき、計画策定時からの各事業における進捗状況及び利用実績等を踏まえ、必要な見直しを行いました。これにより、子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保しながら、必要なサービスの提供に努めます。

時間外保育事業（延長保育事業） （単位：延人数）

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

事業区分	見直し 前 後	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子育て短期支援事業 (需要の単位：人、確保の単位：か所)						
①需要の見込み	前	0	2	7	7	7
②確保の内容		1	1	1	1	1
差引(②－①)		—	—	—	—	—
①需要の見込み	後				7	7
②確保の内容					2	2
差引(②－①)					—	—
利用実績は少ないですが、養育者の疾病や出産等による児童養護施設による一時預かりサービスの需要は想定されるため、引き続き、養育支援サービスの選択肢の一つとして周知を図ります。※受け入れ施設を追加した。						
地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター) (単位：人)						
①需要の見込み	前	1,353	1,090	2,000	2,000	2,000
②確保の内容		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
差引(②－①)		647	910	0	0	0
①需要の見込み	後				1,500	1,300
②確保の内容					1,500	1,300
差引(②－①)					0	0
出生数の減少に伴う見直しを行いました。引き続き、支援員による育児相談や「ねんねクラス」、「子育てあっぷ講座」等を開催し、利用家庭のニーズに沿った支援や相談体制の確保に努めます。						
一時預かり事業 (単位：延人数)						
①需要の見込み	前	53	13	180	180	180
②確保の内容		180	180	180	180	180
差引(②－①)		117	167	0	0	0
①需要の見込み	後				150	150
②確保の内容					150	150
差引(②－①)					0	0
保護者の就労形態の多様化等に伴い、必要なサービスとして定着しています。児童の就園状況により利用者数が増減しますが、出生数減少の現状に合わせた見直しを行い、見込み量を確保します。						
休日保育事業 (単位：か所)						
①需要の見込み	前	1	1	1	1	1
②確保の内容		1	1	1	1	1
差引(②－①)		0	0	0	0	0
①需要の見込み	後				1	1
②確保の内容					1	1
差引(②－①)					0	0
保護者の就労形態の多様化等に伴い、必要なサービスとして定着しています。需要に対し適切に対応できるよう、中部圏域市町との連携を深め、利用を促進していきます。						

事業区分	見直し 前 後	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
病児・病後児保育事業 (単位：か所)						
病児保育	前					
①需要の見込み		1	1	1	1	1
②確保の内容		1	1	1	1	1
差引（②－①）		0	0	0	0	0
病後児保育						
①需要の見込み		1	1	1	1	1
②確保の内容		1	1	1	1	1
差引（②－①）	0	0	0	0	0	
病児保育	後					
①需要の見込み					1	1
②確保の内容					1	1
差引（②－①）					0	0
病後児保育						
①需要の見込み					1	1
②確保の内容					1	1
差引（②－①）				0	0	
保護者の子育てと就労の両立を支援する事業として、感染症等の流行期に限らず、一定の需要があります。今後も中部定住自立圏構想の施策として事業を継続し、利用の周知を図ります。						
ファミリー・サポート・センター事業 (単位：人)						
まかせて会員	前					
①需要の見込み		6	6	6	6	6
②確保の内容		10	14	6	6	6
差引（②－①）		4	8	0	0	0
お願い会員						
①需要の見込み		15	15	15	15	15
②確保の内容		15	18	15	15	15
差引（②－①）	0	3	0	0	0	
まかせて会員	後					
①需要の見込み					12	12
②確保の内容					12	12
差引（②－①）					0	0
お願い会員						
①需要の見込み					20	20
②確保の内容					20	20
差引（②－①）				0	0	
登録会員の増加に併せて見直しを行いました。いつでも気兼ねなく利用できる体制を整えます。						

事業区分	見直し 前 後	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用者支援に関する事業 (単位：か所)						
①需要の見込み	前	1	1	1	1	1
②確保の内容		1	1	1	1	1
差引（②－①）		0	0	0	0	0
①需要の見込み	後				1	1
②確保の内容					1	1
差引（②－①）					0	0
引き続き「子育て世代包括支援センター」を窓口として、専門職を配置し、養育相談やサービスの情報提供を行い、切れ目のない子育て支援を行います。						
妊婦健康診査事業 (単位：人、回)						
対象者数	前					
①需要の見込み		19	31	31	33	32
②確保の内容		34	32	31	33	32
差引（②－①）		15	1	0	0	0
健診回数						
①需要の見込み		142	218	496	528	512
②確保の内容	544	512	496	528	512	
差引（②－①）	402	294	0	0	0	
実施時期		4 月～12 月	4 月～12 月	4 月～3 月	4 月～3 月	4 月～3 月
対象者数	後					
①需要の見込み					25	25
②確保の内容					25	25
差引（②－①）					0	0
健診回数						
①需要の見込み					400	400
②確保の内容				400	400	
差引（②－①）				0	0	
実施時期				4 月～3 月	4 月～3 月	
児童推計に伴う出生数の実態に合わせた見直しを行いました。安心・安全な妊娠・出産ができるよう引き続き支援を継続します。						

事業区分	見直し 前 後	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乳幼児全戸訪問事業 (量の単位：件、確保の単位：%)						
①需要の見込み	前	16	19	31	33	32
②確保の内容		100	100	100	100	100
差引（②－①）		—	—	—	—	—
①需要の見込み	後				25	25
②確保の内容					100	100
差引（②－①）					—	—
出生数減少の実態に伴う見直しを行いました。引き続き、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師が訪問し、育児不安の早期発見につなげます。						
要保護児童地域対策協議会 (単位：回)						
代表者会議		前				
①需要の見込み	1		1	1	1	1
②確保の内容	1		1	1	1	1
差引（②－①）	0		0	0	0	0
実務者会議						
①需要の見込み	1		1	3	3	3
②確保の内容	3		3	3	3	3
差引（②－①）	2		2	0	0	0
個別支援会議						
①需要の見込み	10		10	ケース発生に応じて開催		
②確保の内容	ケース発生に応じて開催					
代表者会議		後				
①需要の見込み				1	1	1
②確保の内容				1	1	1
差引（②－①）				0	0	0
実務者会議						
①需要の見込み				3	3	3
②確保の内容				3	3	3
差引（②－①）				0	0	0
個別支援会議						
①需要の見込み				ケース発生に応じて開催		
②確保の内容			ケース発生に応じて開催			
新型コロナウイルス感染症に伴い実務者会議の開催回数の実績が最小限となっていますが、一時的なものと判断し見直しは行いません。今後も新規・継続ケースへの養育支援について関係機関と連携を図ります。						

事業区分	見直し 前 後	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
養育支援訪問事業						
(単位：人)						
①需要の見込み	前	3	1	必要に応じて適宜実施		
②確保の内容		必要に応じて適宜実施				
①需要の見込み	後			必要に応じて適宜実施		
②確保の内容		必要に応じて適宜実施				
引き続き、継続訪問を実施し、養育に対する指導、助言等を行います。						

7. 本町が実施する子ども・子育て支援の具体的施策の見直し

急速な少子化が進む中で、保護者の就労形態による保育ニーズの多様化など、本町が抱える課題を解決するためには、少子化に歯止めをかけ、子育て支援を充実させることが重要であり、子育て家庭の喜びや悩みを地域で分かち合い、支えていくという考え方にに基づき、地域の子育て支援サービスや保育サービスの充実を図り、子育て家庭の孤立感の解消や子育て情報の共有、親同士の交流の活性化など町全体で子育て支援を進めていくための体制づくりが必要となります。

本計画策定から2か年が経過し、今回の中間見直しに併せて、本町が実施する「子ども・子育て支援の具体的施策」についても見直しを行い、引き続き、子育て支援のニーズに応えられるよう取り組んでいきます。

(1) 妊娠・出産支援

①不妊治療費助成事業

不妊治療（特定不妊治療）を受けた夫婦に対し、保険適用外の治療費の一部を助成します。

対象治療	対象者	助成内容	実施場所
特定不妊治療	本町に住所を有し、1年以上居住されている夫婦	採卵を伴う治療：20万円を上限に助成/回 採卵を伴わない治療：10万円を上限に助成/回（回数、年齢、所得制限なし）	県指定医療機関

②母子健康手帳交付及び情報提供

妊娠された方に母子健康手帳を交付します。

また、産休、育休明けの希望する時期に円滑に特定教育・保育施設等を利用できるよう、母子健康手帳交付時に聞き取りや各種の情報を提供します。

③ウェルカムB a b yクラス事業

妊婦とその家族を対象に育児技術の習得や仲間づくりを目的に開催します。

対象者	実施場所等	実施回数	利用料
妊婦とその家族	子育て支援センター	年3回	無料

④妊産婦健康診査事業

受診券（16回分）を交付し、妊産婦健康診査費用の一部を助成します。

対象者	助成内容
妊婦	妊婦健康診査費用の一部を助成（14回分）
産婦	産後健康診査費用の一部を助成（2回分）

⑤多胎妊婦健康診査事業

双子以上を妊娠された方に妊婦健康診査受診券に上乗せして助成します。

対象者	助成内容
多胎妊婦	妊婦健康診査受診券（14 回分）に 5 回分上乗せして助成

⑥産後母子支援事業

産後の母親の心身の休養が必要な場合、町が委託した医療機関でケアを受けることができます。

対象者	実施場所	実施内容（自己負担なし）
医療機関を退院した産婦と申請時（生後 4 か月頃まで。）	打吹公園クリニック	母子ショートステイ
		・宿泊型（母子） 出産直後の母子への心身のケアや育児のサポートを行います。（1泊2日） 利用時間：15：00～翌日 10：00
		・デイサービス型（母子） 日帰りの施設利用で、母体の心身の休養を図ります。 利用時間：9：00～17：00
生後 2 か月以内の乳児		・デイサービス型（乳児のみ） 日帰りで乳児を一時預かりすることで、母体の心身の休養を図ります。 利用時間：9：00～17：00

⑦産後ケア健診事業

産後の身体的不調のケアにより、将来の整形外科的疾患（尿失禁、臓器脱、骨粗しょう症など）を予防します。

対象者	実施内容（自己負担なし）
概ね産後 3 か月の母親	整形外科医の診察、理学療法士によるケア、保健指導など

⑧産前産後ヘルパー事業

出産後間もない時期に、核家族等で支援が受けにくい家庭へ、ヘルパーが訪問して家事のお手伝いをします。

対象者	実施内容（自己負担なし）
産前 2 か月（出産予定日から 2 か月前）の妊婦 産後 4 か月の産婦	食事の準備・片付け、衣類の洗濯、居室等の清掃及び整理整頓、生活必需品の買い物など 利用時間：月～土の 9：00～17：00 利用上限：12 回/月（2 時間/回）

⑨赤ちゃん訪問事業

赤ちゃんが生まれてから 1 か月を目途に保健師が訪問し、身体測定や育児相談に応じます。

⑩乳幼児相談

保健師や栄養士が、妊娠から子育て期までのさまざまな相談に応じます。

事業名	実施内容等
ねんねクラス	満1歳までの親子を対象に、子育て支援センターで育児相談、身体計測を月2回、離乳食相談、三朝温泉病院理学療法士による産後体操を月1回行います。
離乳食講習会	生後4か月から5か月の親子を対象に、町総合文化ホールで調理実習、育児相談など2か月に1回行います。
1歳すくすく相談	1歳前後の親子を対象に、子育て支援センターで身体計測、歯科指導、食育、育児相談など3か月に1回行います。
2歳のびのび教室	2歳の親子を対象に、町総合文化ホールで栄養指導、身体計測、絵本の読み聞かせ、育児相談など4か月に1回行います。

(2) 健診・予防接種

①産後・1か月児健診費助成事業

出産後1か月頃に受診した健診費用のうち保険適用外の費用について助成します。

対象者	助成内容
出産後概ね1か月の産婦	鳥取県産後健康診査委託医療機関以外で受診した健診費用のうち、保険適用除外の費用について1/2を助成(上限額1,500円)
生後概ね1か月児	保険適用除外の費用について1/2を助成(上限額2,300円)

②乳幼児健康診査

「集団健診」

集団健診を町総合文化ホールで実施します。対象家庭には、個別に案内をします。

対象者	実施内容	利用料
5か月～7か月児	6か月健診(4回/年)	無料
1歳半～2歳児	1歳半健診(4回/年)	無料
3歳～4歳児	3歳児健診(4回/年)	無料
5歳児	5歳児健診(3回/年)	無料

「個別健診」

医療機関で個別の健診を実施します。医療機関に予約して受診します。

対象者	実施内容	利用料
3か月～4か月児	3か月～4か月健診	無料
9か月～10か月児	9か月～10か月健診	無料

③定期予防接種

医療機関において定期の予防接種を実施します。医療機関に予約して受診します。

対象者	実施内容	利用料
生後6週～32週の乳児	ロタウイルスワクチン (急性胃腸炎の予防)	無料
生後2か月～5歳未満	ヒブワクチン (細菌性髄膜炎などの感染症の重度化予防)	無料
生後2か月～5歳未満	肺炎球菌ワクチン (細菌性髄膜炎などの感染症の重度化予防)	無料
生後2か月～1歳未満	B型肝炎ワクチン (B型肝炎ウイルスに起因する肝疾患の予防)	無料
生後5か月～1歳未満	B C G (結核の予防)	無料
I期：生後3か月～7歳半未満 II期：11歳～13歳未満	I期：4種混合ワクチン (ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオの予防) II期：2種混合ワクチン (ジフテリア、破傷風)	無料
I期：1歳～2歳未満 II期：保育園年長児	M R ワクチン (麻しん、風しんの予防)	無料
1歳～3歳未満	水痘ワクチン (水ぼうそうの予防)	無料
I期：生後6か月～7歳半未満 II期：9歳～13歳未満	日本脳炎 (日本脳炎の予防)	無料
中学校1年生～高校1年生の女子	子宮頸がんワクチン (H P Vによる子宮頸がんの発症予防)	無料

④おたふくかぜ予防接種費助成

おたふくかぜの予防接種費用を助成します。

対象者	助成内容
1歳～小学校就学前の児童	費用の1/2を助成 (上限額 3,000円)

⑤妊婦等風しんワクチン助成事業

ワクチンの接種費用を助成します。

対象者	助成内容
・妊娠を希望する女性のうち風しん抗体値の低い方 ・妊婦の配偶者 ・妊婦の同居者 ・妊娠を希望する女性の同居者のうち風しん抗体価の低い方	費用の2/3を助成 ・麻しん風しん混合ワクチン (上限額 8,000円) ・風しん単抗原ワクチン (上限額 5,500円)

⑥インフルエンザ助成事業

インフルエンザの予防接種費用を助成します。

対象者	助成内容
0歳～小学校就学前の児童	費用の1/2を助成 (上限1,500円/回・同一年度内2回まで)
小・中学生	費用の1/2を助成 (上限1,500円/回・同一年度内1回まで)
16歳～18歳で次の手帳をお持ちの方 ・身体障害者手帳1、2級 ・精神障害者手帳1級 ・療育手帳A	

(3) 保育・子育て支援

①認定こども園

保育所と幼稚園の機能や特長を持ち合わせ、地域の子育て支援を行います。

対象者	実施場所	利用料
0歳～小学校就学前までの児童	みささこども園	所得に応じて

②保育所

共働き家庭など保育の必要性がある児童を保育します。

対象者	実施場所	利用料
0歳～小学校就学前までの保育の必要性がある児童	賀茂保育園 竹田保育園	所得に応じて

③時間外保育事業（延長保育・延長預かり事業）

保護者の仕事条件や家庭の事情などにより、保育・教育標準時間外に保育を必要とする児童について、延長して保育します。

対象者	実施場所	利用料
0歳～小学校就学前までの保育時間外に保育を必要とする児童	保育所・認定こども園等	利用時間帯に応じて

④休日保育（休日一時預かり）

日曜・祝日に仕事等の都合で子どもを保育することができない場合、児童を一時的に預かります。

対象者	実施場所	利用料
0歳～小学校就学前までの児童	ババール園	休日保育：無料 休日一時預かり：2,500円/日

⑤病児・病後児保育

「病児保育」

小学3年生までの児童が病気により、登校や登園ができない場合で、保護者が仕事を休むことができないときなどに、厚生病院内の施設で児童を預かります。

対象者	実施場所	利用料
生後6か月～小学3年生までの児童	きらきら園（鳥取県立厚生病院）	1日1,500円

「病後児保育」

保護者の子育てと就労支援を目的として、病気の「回復期」にあたり、小学校や保育園などにおいて集団生活での保育等が困難な児童を一時的に預かります。

対象者	実施場所	利用料
3か月～小学3年生までの児童	すくすく園(倉吉市乳幼児健康支援サービスセンター)	1日 500円

⑥一時預かり保育

保育所に入所していない児童で、保護者の病気や入院・育児疲れ・冠婚葬祭等により、家庭での保育が困難な児童に対する保育を実施します。

対象者	実施場所	利用料
3か月～小学校就学前までの児童	みささこども園 賀茂保育園	・3歳未満児 1日 2,000円 / 半日 1,200円 ・3歳以上児 1日 1,300円 / 半日 800円

⑦地域子育て支援センター

未就園の児童とその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩みについての相談を行います。

対象者	実施場所	利用料
小学校就学前の児童とその保護者	地域子育て支援センター	無料

⑧ファミリー・サポート・センター

子育ての支援を受けたい人(お願い会員)と、育児を援助したい人(まかせて会員)を結ぶ会員組織です。会員相互に、育児の援助活動を行うことで保護者が仕事と育児を両立し、安心して子育てできるよう、利用の調整や会員の募集を行います。

対象者	実施施設	利用料
おねがい会員・まかせて会員	ファミリー・サポート・センター	1時間 500円

⑨子育て支援短期利用事業

保護者が疾病、社会的事由等で、一時的に養育が困難な場合、その児童を乳児院、児童養護施設等で短期的に預かります。(宿泊も可)

対象者	実施場所	利用料
町内在住の18歳未満の児童	因伯子供学園 米子聖園ベビーホーム	ショートステイ
		生活保護世帯、ひとり親世帯(市町村民税非課税世帯に限る。) 無料
		市町村民税非課税世帯 ・2歳未満児 1,100円 ・2歳以上児 1,000円
		その他世帯 ・2歳未満児 5,350円 ・2歳以上児 2,750円
		トワイライトステイ
		生活保護世帯、ひとり親世帯(市町村民税非課税世帯に限る。) 無料
		市町村民税非課税世帯 ・休日 600円 ・その他 300円
		その他世帯 ・休日 1,350円 ・その他 750円

⑩すこやか乳幼児家庭保育応援事業

多様な育児の在り方を支援する一環として、家庭内保育を希望する方の経済的負担を軽減し、子育てに優しいまちづくりの推進を図ります。

対象者	助成内容
保育所等に入所させず、家庭内で1歳未満の乳児を保育する保護者	生後 57 日目から1歳に到達するまで、月額3万円を支給

⑪乳児期子育て応援事業

三朝町で産み育てていただくことへの感謝の気持ちとしての記念品と紙おむつ処理用のごみ袋を進呈し、乳幼児を養育する家庭に対する子育て支援を行います。

対象者	実施内容
0歳の乳児	出生届時に本町のマスコットキャラクター「温泉怪獣みささラドン」が刺しゅうされたタオルとスタイを贈ります。
0歳～1歳6か月の乳児の保護者	出生届時及び1歳6か月健診時にゴミ袋（大）各 50 枚を贈ります。

⑫す（住む）まい（米）る（来る）応援事業

本町の人口の増加、移住・定住の促進、子育て世帯における食費の負担軽減を図るとともに、三朝米の普及促進を目的に、住宅を建築または購入し町内に移住された方等に、歓迎及び本町でのこれからの生活を応援する意を込めて三朝米を1年分プレゼントします。

対象者	実施場所	実施内容等
・町内に住宅を建築又は購入した方 ・当該住宅に5年以上居住する方	自宅	三朝米引換券（10 kg/枚）を交付 ・大人 6枚×人数分 ・小学生以下 3枚×人数分

⑬就労支援

鳥取県やハローワーク等、関係機関との連携のもと、相談、職業能力開発への支援等を行い地元就業の促進に努めるとともに、ハローワーク求人情報（毎週木曜日の午後に最近1週間に受け付けた求人一覧表）を定期的に提供し、就労を支援します。

また、労働条件の向上や働きやすい環境づくりに向けた事業所への啓発、余暇情報の提供など、労働者福祉の充実に努めます。

対象者	情報提供等	利用料
就労支援を必要としている保護者	町ホームページ、役場窓口	無料

⑭養育支援訪問事業

家庭における安定した養育が実施できるよう、子育てに対して不安や孤立感等を抱える保護者、または虐待に至るおそれがある保護者等、リスクを抱え支援が必要であると判断される家庭に対して、訪問による具体的な育児に関する支援を行い、育児上の諸問題の解決・軽減を図ります。

対象者	実施場所	利用料
保護者等	自宅に訪問	無料

⑮子育てあつぷ講座

「やさしくたくましい三朝の子ども」を育てるために、家庭教育に必要な学習・体験活動の機会を提供します。

対象者	実施場所	利用料
未就園の乳幼児の保護者	地域子育て支援センター	無料

⑯子育て・親育ち講座

家庭・地域教育力を向上させるため、子育てに関する学習の機会や相談の場を提供します。(現在、小学校、中学校、保育園は保護者会の研修会を支援しています。)

対象者	実施場所	利用料
保育園～中学校の保護者	保育園、小学校、中学校ほか	無料

⑰ブックスタート事業

乳児全員に絵本を贈り、乳幼児、保護者の読書習慣の形成を支援します。

対象者	実施場所	利用料
乳児（6か月健診時）	町総合文化ホール	無料

⑱ブックセカンド事業

1歳の誕生日を迎える児童に絵本を配布します。

対象者	実施場所	利用料
1歳児	みささ図書館	無料

⑲読み聞かせ・ブックトーク

乳幼児、児童に絵本、本の楽しさを伝え、読書習慣の促進を支援します。

対象者	実施場所	利用料
乳幼児～中学生	町内各所で随時	無料

⑳移動図書館の保育園等訪問

毎月、移動図書館（しゃくなげ号）が町内保育園、町内学童クラブを訪問します。

対象者	実施場所	利用料
保育園児、小学生	町内保育所、町内学童クラブ	無料

(4) 経済的支援・手当等

①保育料（副食費（おやつ代・おかず代の実費）を除く。）の軽減

保育所等を利用する3歳から5歳までの児童の保育料や第2子以降の児童の保育料を軽減します。

対象者	助成内容等
保育所等を利用する3歳から5歳までの児童の保護者 ※住民税非課税世帯の0歳から2歳までの児童の保護者も対象となります。	保育料：無償
保育所等を利用する児童のうち、第2子以降の児童の保護者	保育料：無償

②児童手当

中学校修了前の児童を養育している保護者へ手当を支給します。

対象者	相談窓口	手当の内容
中学校修了前の児童を養育している保護者	町民課	・ 0～3歳（誕生月）：15,000 円/月 ・ 3歳～小学生：10,000 円/月 （第3子以降は 15,000 円/月） ・ 中学生：10,000 円/月 ※特例給付 5,000 円/月

③児童扶養手当

父母が離婚するなどして父又は母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童のために、生活の安定と自立を図ります。

対象者	相談窓口	その他
ひとり親家庭等で18歳以下の児童を養育している保護者	町民課	所得制限あり

④特別児童扶養手当

在宅の精神又は身体に一定の障がいがある子どもの介護者に手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ります。

対象者	相談窓口	その他
精神又は身体に一定の障がいがある20歳未満の子どもを養育している保護者	町民課	所得制限あり

⑤未熟児養育医療

入院を必要とする未熟児の治療に必要な医療費の一部を助成します。

対象者	相談窓口	その他
入院治療を必要とする未熟児 （1歳の誕生日を迎える前日まで）	健康福祉課	生活保護受給世帯：自己負担なし その他世帯：世帯の住民税課税状況により自己負担額を決定

⑥特別医療費助成事業（高校生等医療費助成）

出生から高校生相当までの児童等に対して医療費（保険適用分）の負担上限額を超えた部分を助成します。

対象者	相談窓口	その他
出生から高校生相当までの児童	健康福祉課	負担上限額 通院：1日あたり 530 円（5日以降は負担なし） 入院：1日あたり 1,200 円（16日以降は負担なし） 院外薬局：負担なし（全額助成）

⑦チャイルドシート購入費補助事業

1歳未満児を養育する保護者に、チャイルドシートの購入費を助成します。

対象者	相談窓口	助成内容
次のいずれにも該当する方 ・1歳未満児を養育する保護者 ・保護者及び対象乳児が三朝町に住所を有し、居住していること。 ・チャイルドシートを新品購入された方	町民課	購入費の1/2を助成 (上限額10,000円)

⑧ひとり親家庭児童入学支度金

小・中学校に入学する児童のいるひとり親家庭へ給付します。

対象者	相談窓口	助成内容
所得税非課税世帯で、小・中学校に入学する児童のいるひとり親家庭	町民課	給付額20,000円/人

⑨準要保護児童生徒援助事業

町民税非課税世帯など経済的な理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、就学費用の援助を行います。

対象者	相談窓口	援助費内容
小・中学生の保護者	小・中学校	学用品、通学用品、学校給食費、修学旅行費など

⑩特別支援教育就学奨励費補助事業

特別支援学校及び特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対し、経済的な負担を軽減するため、就学に必要な経費の一部を助成します。

対象者	相談窓口	援助費内容
小・中学生の保護者	小・中学校	学用品、通学用品、学校給食費、修学旅行費など

⑪遠距離通学費補助事業

遠距離通学の小学生、中学生及び高校生に係る通学費の一部を助成します。

対象者	相談窓口	その他
小・中学生の保護者	小・中学校	通学距離2km以上の者
高校生等の保護者	教育総務課	高校等に通学する者

⑫奨学資金貸付事業

経済的理由で学資支弁が困難と認められる高校生を対象に奨学資金貸付を行います。

対象者	相談窓口	その他
町内在住の高校生	教育総務課	貸付額:2万円/月。※貸付利率 なし

※県その他機関の貸付金や奨学金等についての案内・相談も行います。

(5) 小・中・高生期支援

①放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

仕事等により昼間、家庭に保護者のいない小学生を対象に、授業が終わった後の遊び及び生活の場を提供し、指導員の活動支援のもとで児童の健全育成を図ります。

また、児童がより安心して利用できる学童クラブを目指して、実施場所、運営形態、定員等引き続き検討します。

区 分	三朝西学童クラブ	三朝東学童クラブ (三徳地域協議会委託)
開設時間	月～金 下校～19:00 土曜日 7:45～19:00 長期休 7:45～19:00	月～金 下校～18:30 土曜日 7:45～18:30 長期休 7:45～18:30

利用料：育成料（2人目以降全額免除）、おやつ代、保険代の個人負担あり。

※学校が臨時休業時に開設する場合あり。

※土曜日及び長期休暇中、利用者の希望状況により開設しない場合あり。

②青少年劇場開催事業（青少年巡回公演）

児童・生徒を対象に、優れた芸術を鑑賞する機会を等しく提供し、豊かな情操を培い健全な育成を支えます。

対象者	実施場所	利用料
小・中学生	町総合文化ホール等	無料

③心の教室相談員設置

三朝中学校に心の教室相談員を配置し、生徒の心の相談を月・水・金曜日に実施します。

④中学生手作り訪仏事業

海外での国際交流の体験により、豊かな感性と国際感覚を身に付けさせるため、本町と友好姉妹都市提携をしているラマルー・レ・バン町へ、将来を担う中学生による友好交流団を派遣します。

対象者	実施場所	利用料
中学生	フランス	保険代、食事代等個人負担あり

⑤台中市石岡区との中学生相互交流事業

本町と交流促進協定を締結している台湾台中市石岡区との間で、中学生の交流を通じた相互理解と国際理解を図るため、中学生を相互派遣します。

対象者	実施場所	利用料
中学生	台湾	保険代、食事代等個人負担あり

⑥三朝町・城陽市文化スポーツ交流事業

本町の姉妹都市である京都府城陽市との間で、小学生の文化スポーツ交流を通じ、豊かな感性と社会性を身に付けさせるため、小学生の交流事業を行います。

対象者	実施場所	利用料
小学生	三朝町・城陽市	食事等実費

⑦中部子ども支援センター事業

不登校児童生徒に対して学校復帰への支援を行います。

対象者	実施場所	利用料
小・中学生	鳥取県中部子ども支援センター	無料

※鳥取県教育委員会が運営する、不登校・引きこもりの青少年の学校復帰・社会参加の支援のための教育支援センター「ハートフルスペース」の利用相談にも応じます。

⑧全国大会等参加費補助事業

中国大会以上の大会・コンクールに出場する児童等に対し補助金を交付します。

対象者	相談窓口	その他
小・中学生、高校生	社会教育課	補助額：対象経費の 1/2 上限額：全国大会規模 2 万円 中国大会規模 1 万円

⑨みささする実践交付金

将来の三朝町を担う中・高校生が取り組む研修活動等に対して助成します。

対象者	相談窓口	助成内容
中学生・高校生	企画課	補助額：対象経費の 4/5 上限額：30 万円

(6) ヤングケアラーへの支援

家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもの把握に努め、その相談対応や支援策の検討を行います。

対象者	相談窓口	実施内容
小・中学生・高校生	町民課 健康福祉課 教育総務課	・支援会議の開催や児童相談所との連絡・調整 ・保健師訪問による該当児童・家庭の把握 ・スクールカウンセラー等の相談対応

(7) 障がい児への支援

※以下、対象者等の表記を「子ども」とする。

※以下、相談窓口は「健康福祉課」とする。

①補装具の給付

身体に障がいがある子どもの義肢、車いす、補聴器等の購入、修理費用を支給します。

対象者	助成内容等	利用者負担
障がい等のある 18 歳未満の子ども	義肢、車いす、補聴器等の購入、修理費用を支給	1 割負担（世帯の住民税課税状況による。）

②日常生活用具の給付

日常生活の便宜を図るための用具を支給します。

対象者	助成内容等	利用者負担
障がい等のある 18 歳未満の子ども	特殊マット、訓練いす、訓練用ベッド、頭部保護帽、移動・移乗支援用具、人工内耳用電池等の給付	1 割負担（世帯の住民税課税状況による。）

③日中一時支援事業

日中における活動の場を確保し、見守り等の支援を行います。

対象者	実施場所	利用料
障がい等のある 18 歳未満の子ども	各サービス提供事業所	1 割負担（世帯の住民税課税状況による。）

④移動支援事業

買い物や余暇活動などの外出にヘルパーが付き添います。

対象者	内容及び利用料等	利用料
障がい等のある 18 歳未満の子ども	買い物や余暇活動などの外出支援	1 割負担（世帯の住民税課税状況による。）

⑤障害児通所支援（児童発達支援）

日常生活基本的動作指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

対象者	実施場所	利用料
障がい等のある小学校就学前の子ども	各サービス提供事業所	1 割負担（世帯の住民税課税状況による。）

⑥障害児通所支援（医療型児童発達支援）

日常生活基本的動作指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等及び医療的な治療を行います。

対象者	実施場所	利用料
障がい等のある 18 歳未満の子ども	各サービス提供事業所	1 割負担（世帯の住民税課税状況による。）

⑦障害児通所支援（放課後等デイサービス）

就学児に対し、生活能力の向上に必要な訓練等を行います。

対象者	実施場所	利用料
障がい等のある小学生以上 18 歳未満の子ども	各サービス提供事業所	1 割負担（世帯の住民税課税状況による。）

⑧障害児通所支援（保育所等訪問支援）

支援員が保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

対象者	実施場所	利用料
障がい等のある 18 歳未満の子ども	対象者が入所している保育所等	1 割負担（世帯の住民税課税状況による。）

⑨障害児通所支援（居宅訪問型児童発達支援）

重度の障がいがあり、通所支援を利用するために外出することが困難な障がいのある子どものため、居宅を訪問して発達支援を行います。

対象者	実施場所	利用料
障がいのある 18 歳未満の子ども	対象者の自宅	1 割負担（世帯の住民税課税状況による。）

⑩ 自立支援医療（育成医療）

心臓手術等、高額となる医療費を助成します。

対象者	実施場所	利用料
障がい等のある 18 歳未満の子ども	指定医療機関	1 割負担（世帯の住民税課税状況による。）

8. 計画の推進に向けて

（1）計画や子育て支援施策の周知

計画を確実に推進するためには、子育て家庭や関係団体をはじめ、多くの住民の理解や協力が必要となることから、電子媒体や広報紙などを活用して広く住民に周知します。

子育て応援ポータルサイト～あったかみささでこそだて～や、子育て応援ガイドブック「みささ子育てスタイル～子育てするなら三朝町で！～」を活用し、子ども・子育て支援新制度について分かりやすくお知らせすることで、安心して妊娠～出産～子育てができる『子育てに優しいまちづくり』を推進します。

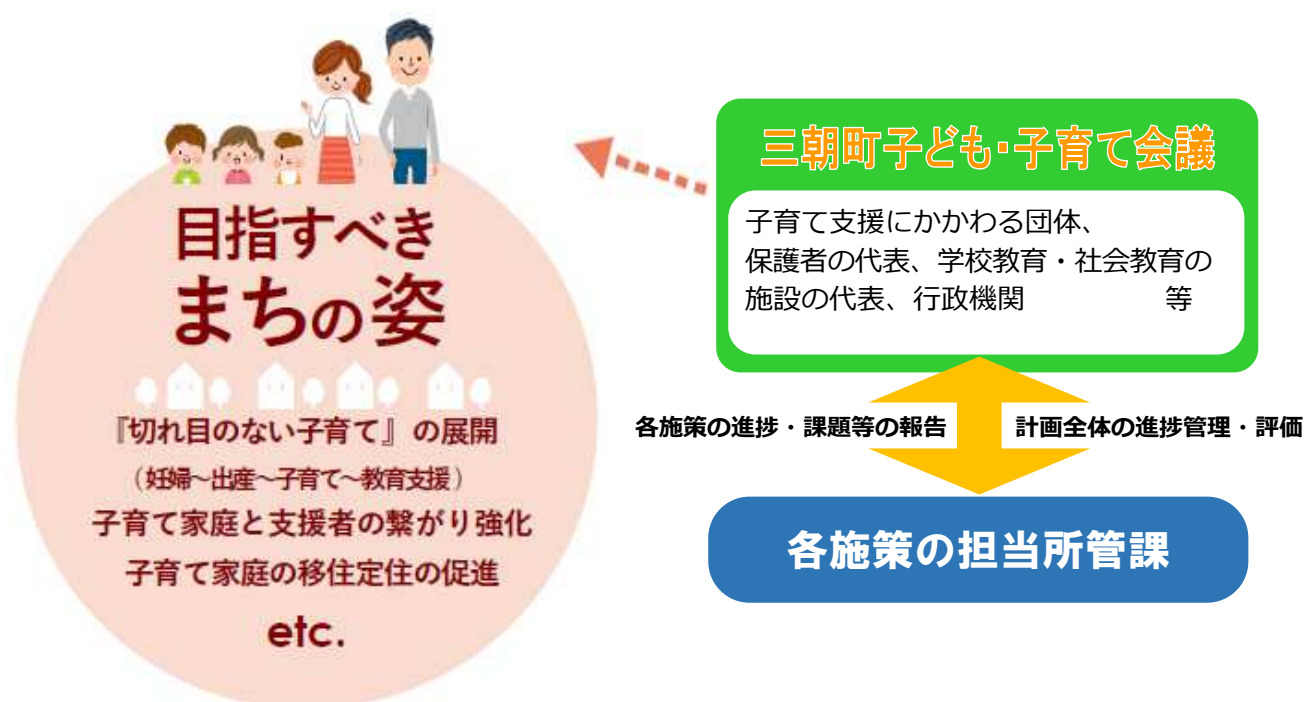
（2）計画の推進

本計画の推進にあたって、関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、教育・保育施設、学校、企業、町民のみなさまと連携して、多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、各事業に的確に反映させます。

（3）計画の進捗管理

本町における子ども・子育て支援施策の推進に向け、子ども・子育て支援事業計画に基づく各施策の進捗状況に加え、事業計画全体の成果についても「三朝町子ども・子育て会議」で点検、評価し利用者の視点に立った事業を提供します。



第2期三朝町子ども・子育て支援事業計画 中間見直し
(令和2年度～令和6年度)

担当課：三朝町町民課

〒682-0195 鳥取県東伯郡三朝町大瀬 999 番地 2

TEL:0858-43-3505

FAX:0858-43-0647

Mail:kodomoshien@town.misasa.tottori.jp



三朝町ホームページ

<http://www.town.misasa.tottori.jp/>



あったかみささでこそだて

<http://www.kosodate-misasa.jp/>